

第 23 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 28 年 5 月 30 日（月）午後 2 時 00 分から午後 3 時 01 分まで

2 開催場所 幕別町役場 3 階会議室

3 出席委員（24 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（2 名）

9 番	小原喜久雄
23 番	前川 厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第4号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

- 第1号 幕別町農業委員の辞任について
- 第2号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について
- 第3号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第8号 現況証明について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	川瀬 康彦
	農地振興係長	広田 瑞恵
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主任	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第23回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、20番尾藤委員、21番大澤委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、9番小原委員、23番前川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から6番の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」、農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから2ページに記載されております6件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から6番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から6番については報告のとおり

	承認されました。
議長	次に報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番の説明をいたします。
事務局	報告第2号「農地法第4条の規定による許可について」、農地法第4条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書3ページの平成28年4月26日第22回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成28年5月24日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」、農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書4ページの平成28年3月29日第21回総会、4月26日第22回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお、記載のとおり条件を付し平成28年5月12日及び5月24日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告いたします。案件は議案書5ページの今月19日、23日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第4号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「幕別町農業委員の辞任について」を議題といたします。議案第1号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第1号「幕別町農業委員の辞任について」、幕別町農業委員の次の者の辞任について、農業委員会等に関する法律第16条の規定により農業委員会の同意を求めるものでございます。委員の住所は幕別町忠類西当166番地、委員氏名は小原喜久雄委員であります。この度、小原委員より4月27日付けにて辞任届けが提出されました。小原委員におかれましては、平成23年7月20日から現在まで農業委員を務められておりますが、今回経営規模の拡大などにより農業委員としての活動に対しご家族のご理解が得られず、農業委員としての公務を全うできないことから、辞任の申し出がございましたので、同意を求めるものであります。参考として記載しておりますが、農業委員会法第16条では、「正当な事由があるときは農業委員会の同意を得て辞任することができる」と規定されており、辞任の理由が正当であるかどうかは、社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきであるとされています。以上で議案第1号の説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
議長	議案第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑がないようですので、議案第1号については、同意するものとしてよろしいですか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号は、同意することに決しました。なお、小原委員が本日欠席されておりますので、後日本人へ文書により通知をするものとします。また関連といたしまして、委員の欠員補充・地区担当について事務局より説明いたします。
事務局	委員の補充についてですが、改正農業委員会法が本年4月1日から施行され、新法附則第29条第2項の規定により、現任委員は施行日以降退任した場合は補充されませんので、来年の改選期まで欠員のまま行くこととなります。地区担当につきましては、小原委員が担当されていた忠類朝日・公親地区は、忠類地区の委員にご協議いただき、来月の総会で担当委員を報告いたしますのでよろしくようお願いいたします。
議長	欠員補充・地区担当について、質疑ございませんか。
	(発言なし)

議長	質疑がないようですので、議案第 1 号については、以上で終了いたします。
議長	次に議案第 2 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の用途変更について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 2 号 1 番について議案書をもとに朗読】 この案件につきましては、TMRセンターの建設を目的に農用地区域から農業用施設用地への用途変更を求めるものとなっております。用途変更の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番の農業用施設の建設に係る農振区域の用途変更については、特に問題がないということでよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次に議案第 3 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。今月の 23 日に現地調査を行っております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番の農家住宅建設に係る農振区域からの除外については、特に問題がないということでよろしいでしょうか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。
議長	次の議案第3号2番、3番につきましては、大澤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。 (21番 大澤委員退席)
議長	それでは、議案第3号2番、3番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第3号2番、3番について議案書をもとに朗読】 以上の案件につきましては、農家住宅の建設を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。除外の案件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号2番、3番の農家住宅建設に係る農振区域からの除外については、特に問題がないということでよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号2番、3番は特に問題なしと答申することに決定いたしました。 (21番 大澤委員着席)
議長	次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第4号1番から4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番から4番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
14番	14番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番から4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番から4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号5番から8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号5番から8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書3ページから4ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番

2番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番から8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号5番から8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号9番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号9番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番

16 番説明いたします。この案件は、今月 23 日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 9 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 4 号 9 番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第 4 号 10 番につきましては、大野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第 4 号 10 番について事務局から説明をいたします。

(3 番 大野委員退席)

事務局

【議案第 4 号 10 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 5 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番

6 番説明いたします。この案件は今月 19 日に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 10 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第４号１０番は原案のとおり可決されました。 (３番 大野委員着席)
議長	次に議案第５号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第５号１番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第５号１番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第３条調査書１ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
20 番	20 番説明いたします。この案件は今月 23 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第５号１番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第５号１番は原案のとおり可決されました。
議長	次の、議案第５号２番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので、議事参与の制限に該当いたしますが、本日欠席のためこのまま議事を続けます。それでは、議案第５号２番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第５号２番について議案書をもとに朗読】 内容につきましては農地法第３条調査書２ページに記載されておりますように、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は今月 23 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第5号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第5号3番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第5号3番について事務局から説明をいたします。

(10番 渡邊委員退席)

事務局

【議案第5号3番について議案書をもとに朗読】

この案件につきましては忠類地区で新規に農地所有適格法人を設立するための案件であります。農地所有適格法人としての要件につきましては、許可申請書に添付のあった書類等により、確認済みであります。内容につきましては農地法第3条調査書3ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各項に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は農地所有適格法人設立に伴う農地の賃貸借になります。今月23日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

本件につきましては、農地部会を開催し協議していただいております。大道農地部会長より報告をお願いします。

農地部会長

報告いたします。去る5月13日、新規法人による農地の賃借のため農地部会を開催し内容の確認をいたしました。借主は、農業者が設立した農事組合法人であり、農地所有適格法人の要件及び3条の許可要件を満たしていることから問題ないものとして協議を終えておりますのでご報告申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号3番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第5号3番は原案のとおり可決されました。
(10番 渡邊委員着席)

議長

次に議案第5号4番、5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第5号4番、5番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページから5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番

18番ご説明いたします。これらの案件は後継者への生前贈与による所有権移転でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明とおりますのでご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号4番、5番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第5号4番、5番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第5号6番につきましては、大澤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。次に議案第5号6番について事務局から説明をいたします。

(21番 大澤委員退席)

事務局

【議案第5号6番について議案書をもとに朗読】

内容につきましては農地法第3条調査書6ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
8 番	8 番説明します。この案件は本来、地区担当委員は大澤委員であります、議事参与にあたりますことから、私が地区担当委員として現地調査を行いましたのでご説明いたします。今月 23 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響はないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局の説明とおりですのでよろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 6 番は原案のとおり可決されました。 (21 番 大澤委員着席)
議長	次に議案第 5 号 7 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 7 番について議案書をもとに朗読】 内容につきましては農地法第 3 条調査書 7 ページに記載されておりますように、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は小原委員であります、総会に欠席との事から、私が地区担当委員として現地調査を行いましたのでご説明いたします。今月 23 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がない事を確認しております。なお詳細につきましては、事務局の説明とおりですのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

この案件は農機具置き場の建設を目的とする転用でございます。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番ご説明いたします。この案件は今月23日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地確認を行っております。周辺農地への影響がないことを確認していただいております。なお詳細につきましては、事務局ご説明とおりますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第6号2番につきましては、高野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第6号2番について事務局から説明をいたします。

(22番 高野委員退席)

事務局 【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は給餌舎等の建設に伴う転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。この案件は給餌舎等の建設を目的とした転用でござ

	います。今月 23 日に、井田委員、菅野委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細については、事務局ご説明のとおりでございますので、以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 2 番は原案のとおり可決されました。 (22 番 高野委員着席)
議長	次に議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 7 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 7 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は農機具置場の設置及び格納庫の建設を目的とする転用でございます。農地区分は第一種農地であります。第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農用地区域指定用地への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る申請書に記載されているとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
15 番	15 番説明いたします。この案件は今月 23 日に、石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 7 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号 1 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号2番について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第7号2番について議案書をもとに朗読】

この案件は牛舎及び堆肥舎等の建設を目的とする転用でございます。糠内810につきましては借主である貴赦さんの所有地ですが、他人の所有地にまたがる転用の場合は一括して農地法第5条の申請として取り扱うことを北海道農業会議に確認しております。なお農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添・農地転用許可申請にかかる申請書に記載されている通りでございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件も今月23日に、石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第7号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第7号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第7号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は哺乳舎等の設置及びロール置場の設置に伴う転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお立地基準・一般基準の詳細につきましては、別添審査表に記載されて通りでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は小原委員でありますが、総会欠席のことから私が地区担当委員として現地調査を行いましたのでご説明いたします。本件は哺乳舎等の建設を目的とした転用でございます。今月23日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地へ

の影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第7号3番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第7号4番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは議案第7号4番について事務局から説明をいたします。

(10番 渡邊委員退席)

事務局

【議案第7号4番について議案書をもとに朗読】

この案件はTMRセンターの建設に伴う転用でございます。農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は小原委員でありますが総会欠席のことから私が地区担当委員として現地調査を行いましたのでご説明いたします。本件はTMRセンターの建設を目的とした転用でございます。今月23日に、農業振興地域整備計画の農用地区域からの用途変更案件として井田委員、菅野委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 7 号 4 番は原案のとおり可決されました。 (10 番 渡邊委員着席)
議長	次に議案第 8 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 8 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号 1 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 8 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 8 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号 2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 8 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第 8 号 3 番につきましては、高野委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。それでは、議案第 8 号 3 番について事務局から説明をいたします。 (22 番 高野委員退席)
事務局	【議案第 8 号 3 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に井田委員、菅野委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 3 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 8 号 3 番は原案のとおり可決されました。 (22 番 高野委員着席)
議長	次に議案第 8 号 4 番、5 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号 4 番、5 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
3 番	3 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に石川委員、国枝委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 8 号 4 番、5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

議長	【異議なしの声多数】 異議なしとします。よって議案第8号4番、5番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第23回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦労様でした。